

## 令和7年度 第2回鴨川市空家等対策審議会 会議録

### ■ 開催日時・場所・出席者

日 時：令和7年12月22日（月）午後2時00分～午後3時00分

場 所：鴨川市役所7階会議室

出席者：以下のとおり

#### 【出席委員】

No.	区分	氏名	備考
1	弁護士、司法書士又は行政書士の資格を有する者	小林 裕明	千葉司法書士会館山支部 司法書士
2	建築士の資格を有する者	小原 正博	公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部副支部長
3	福祉の関係者	羽田 幸弘	鴨川市社会福祉協議会 事務局長
4	関係行政機関の職員	菅野 武人	安房土木事務所 建築宅地課長
5	関係行政機関の職員	洲永 雄治	鴨川消防署長

（順不同、敬称略）

#### 【市関係者】

所属・職	氏名	備考
鴨川市市長	佐々木 久之	
鴨川市建設経済部 部長	川崎 正博	
鴨川市建設経済部都市建設課 課長	畠山 祐一郎	事務局
鴨川市建設経済部都市建設課 課長補佐	栗原 規充	事務局
鴨川市建設経済部都市建設課 都市整備係 係長	夏目 紀彦	事務局
鴨川市建設経済部都市建設課 都市整備係 副主査	土岐 尚義	事務局

株式会社パスコ 社会情報部都市計画課 技術者	澤 裕太	委託業者
株式会社パスコ 社会情報部都市計画課 技術者	宮田 涼	委託業者

【傍聴者】

2名

■ 配布資料

- ・次第
- ・席次表
- ・出席者名簿
- ・【資料1】 新旧対照表
- ・【資料2】 鴨川市空家等対策計画（原案）
- ・【資料3】 鴨川市空家等対策計画【概要版】

## 会議要旨

### 1 開会

#### ○事務局・栗原

皆様、こんにちは。

ご案内の時間となりましたので、只今から、令和7年度第2回鴨川市空家等対策審議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます、都市建設課、課長補佐の栗原と申します。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

まずははじめに、ご報告をさせていただきます。

令和3年度から本審議会の会長を務めていただいておりました、花山藤太郎委員が去る11月13日にご逝去なされました。

これまでのご功績に対し感謝を申し上げるとともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

皆様に事前に配布いたしました資料といたしましては、1点目、本日の会議次第、2点目、資料1、空家等対策計画原案の変更箇所についての新旧対照表、3点目、資料2、鴨川市空家等対策計画の原案、4点目、資料3、鴨川市空家等対策計画(概要版)の4種類となります。

さらに、本日、お手元に用意させていただきました資料といたしまして、席次表と出席者名簿の2種類、事前に配布した資料と合わせて6種類となります。

配布漏れ等はございませんでしょうか。

なお、本日の出席者につきましては、本来であれば皆様のご紹介をいたしたいところではございますが、会議の時間等もございますので、お配りいたしました出席者名簿にてご確認をいただきたいと存じます。

それでは、次第に従いまして、順次、進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

会議は、おおむね1時間程度、午後3時頃の終了を目安として進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願ひいたします。

本日の会議は、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針に従いまして、公開させていただいているのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

傍聴人につきましては、2名の方から傍聴の希望がございましたので、既に入室をいただいているのでご報告申し上げます。

本日の会議でございますが、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、佐々木市長よりご挨拶を申し上げます。

市長、よろしくお願ひいたします。

### 2 市長あいさつ

#### ○佐々木市長

皆様、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました、市長の佐々木でございます。

本日は、令和7年度第2回鴨川市空家等対策審議会を開催しましたところ、委員の皆様にはご多用の

中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

はじめに、冒頭で報告がございましたけれども、去る11月13日にご逝去されました、花山藤太郎会長に対しましては謹んで哀悼の意を表します。

花山会長におかれましては、令和4年2月の本審議会の設立当初から本市の空き家対策にご尽力いただき、会長として円滑な会議運営に務められました。

また本市発展のために長年にわたり様々な面でお力添えを賜りましたこと、深く敬意を表しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本日は10月に開催いたしました第1回審議会においてご審議をいただきました、空家等対策計画につきまして、改定に係る庁内調整等を終え、この度、計画の原案が整いましたことから、委員皆様方にお示しをさせていただきたいと存じております。

計画の原案につきましては、この後、事務局から説明をさせますので、委員皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局・栗原

ありがとうございました。

続きまして、次第の3、小原副会長より、ご挨拶を頂戴したいと存じます。

小原副会長、よろしくお願ひいたします。

3 副会長あいさつ

○小原副会長

皆さんこんにちは。

花山会長がご逝去されたということで、挨拶と議長を務めさせていただきます。

よろしくお願ひします。

本日は、第1回審議会にてご審議いただき、その後、庁内調整を経て取りまとめました空家等対策計画の原案につきまして、市長へ答申を行うものと予定しております。

委員皆様方のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○事務局・栗原

ありがとうございました。

まず、会議の成立について、ご報告させていただきます。

鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、この会議の成立につきましては、委員の過半数の出席が必要とありますが、本日は委員7名のうち、5名の出席をいただいておりますので、本審議会・会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

続きまして次第の4、議事に入らせていただきたいと存じます。

なお、鴨川市附属機関設置条例第4条第3項の規定に基づき、会長不在なことから、この後の議事の進行につきましては、小原副会長に務めていただきたいと存じます。

小原副会長、よろしくお願ひいたします。

#### 4 議事

○小原副会長

それでは、座ったまま失礼させていただきます。

条例の規定に基づき、議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進行しますよう、皆様方のご協力をお願ひいたします。

それでは、会議運営にあたりまして、会議録の確認につきましては、議長において指名させていただくことになっておりますので、本日の会議録の確認は、羽田委員を指名させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入ります。

お手元の次第の（1）、空家等対策計画の原案について、事務局の説明を求めます。

##### （1）空家等対策計画(原案)について

○事務局・土岐

はい。都市建設課都市整備係、土岐と申します。

恐れ入りますが、着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、空家等対策計画の改定について、資料1の新旧対照表にてご説明をいたします。

2ページから5ページにつきましては、意見・修正事項の概要として一覧にしております。

ナンバーのA、こちらは府内調整で出ました意見・修正事項、Bにつきましてはその他の修正事項となります。

6ページをご覧いただきたいと思います。

原案の表紙となりますが、B1として、新しく策定します年月のみの記載として、具体的な時期につきましては空欄とさせていただきました。

続いて7ページをご覧ください。

原案の1ページとなりますが、B2としまして、空家法改正前の施行日を追加いたしまして、その他体裁を修正いたしました。

8ページをご覧になってください。

原案の6ページとなりますが、A1としまして、第2次鴨川市総合計画の記載を第3次鴨川市総合計画に修正いたしました。

9ページをご覧ください。

原案の7ページとなりますが、B3といたしまして、管理不全空家等に該当する条の記載を空家法第13条第1項に修正いたしました。

続いて10ページをご覧ください。

原案の8ページとなりますが、B3といたしまして、同じく管理不全空家等に該当する条の記載を空家法第13条第1項に修正いたしました。

11ページをご覧ください。

原案の13ページとなりますが、A2といたしまして、図の出典の年度表記を年に修正、B4といたしまして、年齢3区分別人口につきまして、記載の順番の変更、脱字の修正をいたしました。

12ページをご覧になってください。

原案の14ページとなります。

A2といたしまして、図の出典の年度表記を年に修正いたしました。

続いて 13 ページをご覧ください。

原案の 15 ページとなります、A 2 といたしまして、図の国勢調査の出典年を追加、A 3 といたしまして、将来推計人口の老人人口割合の推移について、「令和 12(2030)年以降、」の表記を削除させていただきました。合わせて B 5 といたしまして、図の将来推計人口の出典年を追加いたしました。

14 ページをご覧ください。

原案の 16 ページとなります、A 2 といたしまして、図の出典の年度表記を年に修正、図 14 の表題の西暦を削除いたしました。

15 ページをご覧ください。

原案の 17 ページとなります。

A 4 といたしまして、図の出典の年度表記を年に修正し、B 6 といたしまして、注釈の表記について※に統一させていただきました。

16 ページをご覧ください。

原案の 17 ページとなります、B 7 といたしまして、空き家の集計単位を件数から戸数に修正、B 8 といたしまして、③空き家の腐朽・破損の状況の文章内の文脈を修正いたしました。

17 ページをご覧ください。

原案の 18 ページとなります。

A 4 といたしまして、図の出典の年度表記を年に修正いたしました。

18 ページをご覧ください。

原案の 19 ページとなります。

A 4 といたしまして、全国の空き家数・空き家率の推移の表記中の年度表記、図の出典の年度表記を年に修正いたしました。

19 ページをご覧ください。

原案の 20 ページとなります、A 4 といたしまして、図の出典の年度表記を年に修正、B 7 といたしまして、空き家の集計単位を件数から戸数に修正、B 9 といたしまして、二次的住宅の傾向に関する表記を修正いたしました。

20 ページをご覧ください。

原案の 21 ページとなります。

B 10 として、法の表記を空家法表記に統一いたしました。

21 ページをご覧ください。

原案の 22 ページとなります。

A 4 といたしまして、図の出典の年度表記を年に修正、B 11 としまして、空き家数に関する記載がなかったため、空き家数の表記を削除いたしました。

22 ページをご覧ください。

原案 23 ページとなります。

B 12 といたしまして、おもわれるの表記を漢字に統一、B 13 としまして、調査日付に西暦を追加いたしました。

23 ページをご覧ください。

原案 25 ページとなります。

B 14 として、図表に関する出典の有無について、図については出典なし、表については出典ありに統一するため、出典を削除いたしました。

24 ページをご覧ください。

原案 29 ページとなります。

B15 といたしまして、表の合計表記を削除させていただきました。

25 ページをご覧ください。

原案 30 ページとなります。

B16 といたしまして、表の該当なし表記を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域外に修正いたしました。

26 ページをご覧ください。

原案 31 ページとなります、B16 としまして、表の該当なし表記を加茂川洪水浸水想定区域外に修正いたしました。

27 ページをご覧ください。

原案 32 ページとなります。

A5 といたしまして、津波浸水想定区域の誤字脱字を修正、B16 といたしまして、表の該当なし表記を津波浸水想定区域外に修正、B17 としまして、津波高 10m保全施設なしの集計方法に関する注釈を追加いたしました。

28 ページをご覧ください。

原案 35 ページとなります。

B14 として、図表に関する出典の有無につきまして、図については出典なし、表については出典ありに統一するため、出典を追加いたしました。

29 ページをご覧ください。

原案 38 ページとなります。

B13 としまして、調査日付に西暦を追加、B18 として、意向調査の集計結果に関する注釈を追加いたしました。

30 ページをご覧ください。

原案 40 ページとなります。

B19 として、空家等に人が住まなくなった理由の集計結果を修正いたしました。

31 ページをご覧ください。

原案 41 ページとなります。

B19 としまして、空家等に人が住まなくなった理由の集計結果を修正し、B20 としまして、集計結果の表記を割合に統一いたしました。

32 ページをご覧ください。

原案 43 ページとなります。

B20 としまして、集計結果の表記を割合に統一いたしました。

33 ページをご覧ください。

原案 44 ページとなります。

B20 としまして、集計結果の表記を割合に統一しました。

34 ページをご覧ください。

原案 45 ページとなります。

B20 としまして、集計結果の表記を割合に統一いたしました。

35 ページをご覧ください。

原案 46 ページとなります。

A 6 としまして、ふるさと回帰支援センターに関する記載を追加し、脱字を修正いたしました。

36 ページをご覧ください。

原案 47 ページとなります。

B 21 としまして、財産管理制度、危険予防措置の件数、審議会開催回数の表記を修正しました。

37 ページをご覧ください。

原案 48 ページとなります。

B 22 としまして、表の外部協力団体の表記を鴨川市空き家の手引きと表記方法を統一いたしました。

38 ページをご覧ください。

原案 49 ページとなります。

A 7 としまして空き家バンクの実績について、ふるさと回帰支援センター、地域おこし協力隊の活用に関する表記を追加しまして、B 23 として、取組実績の表記を年度に統一いたしました。

39 ページをご覧ください。

原案 49 ページとなります。

A 8 といたしまして、表の表題の脱字を修正、B 24 として、空き家表記を空家等に統一いたしました。

40 ページをご覧ください。

原案 50 ページとなります。

A 9 といたしまして、家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業の件数を修正、A 10 といたしまして、移住定住支援事業の取組についての表記を追加し、支援制度の継続の表記を削除、B 23 といたしまして、取組実績の表記を年度に統一いたしました。

41 ページをご覧ください。

原案 51 ページとなります。

B 7 といたしまして、空き家の集計単位を件数から戸数に修正、B 9 といたしまして、二次的住宅の傾向に関する表記を修正いたしました。

42 ページをご覧ください。

原案 52 ページとなります。

A 11 としまして、意向調査の空家等の利活用意向の問題点で、わからない、登録するつもりはないと回答があった要因につきまして、空き家バンクの周知以外の問題点を追加し、B 20 といたしまして、集計結果の表記を割合に統一いたしました。

43 ページをご覧ください。

原案 53 ページとなります。

A 11 として、意向調査の空家等の利活用意向の問題点で、わからない、登録するつもりはないと回答があった要因について、利活用可能性判定別の空き家バンクの登録意向に関する結果を追加いたしまして、B 25 としまして、利活用意向について、空き家バンクの登録意向の参照ページを追加いたしました。

44 ページをご覧ください。

原案 53 ページとなります。

B 24 といたしまして、空き家表記を空家等に統一いたしました。

45 ページをご覧ください。

原案 54 ページとなります。

A 12 としまして、民間法人による空家等対策の補完的な役割を担う新たな仕組みづくりについてを追

加、B26 といたしまして、空家等の発生抑制についての課題につきまして、表記の修正、B27 といたしまして、空家等の適切な管理についての課題について、表記の修正をいたしました。

46 ページをご覧ください。

原案 55 ページとなります。

A13 といたしまして、現在行われております空家等対策のチラシ送付の表記を追加し、B28 といたしまして、空家等の所有者等の責務に該当する条を修正いたしました。

47 ページをご覧ください。

原案 55 ページとなります。

A14 といたしまして、空家等の発生抑制は意識啓発、空家等の適切な管理は管理の重要性の周知について強調した表記に修正、A15 といたしまして、空家等の利活用の促進について、現在行われております空き家バンク制度、移住定住支援事業の表記を追加いたしました。

48 ページをご覧ください。

原案 56 ページとなります。

A16 といたしまして、推進体制の整備の表記中の誤字を修正いたしました。

49 ページをご覧ください。

原案 57 ページとなります、A17 といたしまして、(2)市民意識の醸成・啓発の表記中、チラシの送付を強調した表記に修正いたしました。

50 ページをご覧になってください。

原案 58 ページとなります、A17 といたしまして、(1)市民意識の醸成・啓発の表記中、適正管理の表記を追加いたしました。

51 ページをご覧ください。

原案 61 ページとなります、A18 といたしまして、(2)空家等を活用した移住支援に移住定住支援事業の具体的な取組を追加いたしました。

52 ページをご覧ください。

原案の 63 ページとなります、B3 といたしまして、管理不全空家等に該当する条の記載を空家法第 13 条第 1 項に修正いたしました。

53 ページをご覧ください。

原案 65 ページとなります。

B29 といたしまして、行政代執行に所有者等の負担の表記を追加、B30 といたしまして、略式代執行について、表記の誤字を修正いたしました。

54 ページをご覧になってください。

原案 66 ページとなります。

B31 といたしまして、緊急代執行について、命令の手続きが不要である表記を追加いたしました。

55 ページをご覧ください。

原案 66 ページとなります。

B32 といたしまして、住宅用地特例の除外につきまして、表記箇所を管理不全空家等の後ろへ位置修正いたしました。

56 ページをご覧になってください。

原案 68 ページとなります。

A19 といたしまして、危険予防措置の表記を修正いたしました。

57 ページをご覧ください。

原案 69 ページとなります。

B33 といたしまして、①組織体制の表記中、部を削除、表内の部を削除し、その他関係各課の表記を追加いたしました。

58 ページをご覧になってください。

原案の奥付となります。

こちら B34 といたしまして、改定年月及び部を削除いたしました。

空家等対策計画の改定についての説明は以上となります。

#### ○小原副会長

説明の方ありがとうございます。

それでは委員の皆様、何かご質疑があればよろしくお願ひいたします。

#### ○羽田委員

羽田でございます。

淡々と修正しました、統一しましたというようなご説明をいただきました。

この中には、ご説明内容の中の統一というものは当然の文言として統一しなければならないことですので説明は必要ないですが、修正箇所につきましては、法改正による修正等につきましては、もう少しコメントを入れながら説明していかないと、なぜこうなったのみたいなところが全く見えてこないです。

この文章をこの言葉からこの言葉に変えたというようなことでしたので、法改正によって文言を変える必要があったという部分については、もう少しコメントが欲しかったなと思っております。

この計画がこのように変わることによって、新たに何ができるようになったのか、鴨川市として何ができるのかみたいなところが、少し今の説明では見えにくいです。

計画については、法改正によって修正を必ずしなければならないような状況になったと思っておりまして、法改正の説明につきましては前回受けたりしたものですから、それで、この部分が法改正の影響で変わりました、これによってこのようなことができるようになりましたという部分について、もう少し何箇所か説明をいただければと思っております。

なかなかこれまで事務が進みにくいとか、いろいろな問題があつて時間もかかってしまうという問題があつて、そういうものに対応するように国が法改正した部分もあつたりしますので、その辺りも含めて、法改正によって新たにできるようになったこと、鴨川市として新たにできるようになった事項をもう少し説明をいただければと思います。

申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

以上です。

#### ○事務局・畠山

都市建設課長の畠山です。

それでは私の方から法改正に関わる対応、今回の資料 3 で配付させていただいております概要版をもって今回の計画の見直しを踏まえて少し説明をさせていただきたいと思います。

計画概要につきましては、前回の会議の方でも概要については説明をしております部分と、少し被る

かもしれませんがよろしくお願いしたいと思います。

計画の構成になりますが、第1章計画の概要、そして第2章対策の基本方針、第3章としまして、空家等に対する具体的な施策と、3つの章の構成、こちらについてはこれまでの計画と同様の構成としております。

第1章の計画の概要でございますが、資料左上から中ほどでございますが、計画の改定の背景や目的、空家法の改正等について概要を記載しておりますが、委員ご質問の空家法改正によって新たに設けられました事項につきまして、空家法の改正の概要というところでございますが、まず、空家等活用促進区域と、活用拡大と左側に書いてありますがその右側、空家等活用促進区域の創設とあります。

この空家等活用促進区域でございますが、これは市町村が地域の空家等の活用を促進するために指定できる区域となります。

この区域におきましては、空き家の活用を促すための規制緩和または支援措置などを講じることができます。

続きまして、空家等管理活用支援法人でございます。

こちらにつきましては、市町村が法に基づいて指定しました空家等の活用や管理に取り組むNPO法人、また社団法人等を示しまして、指定された支援法人につきましては、空き家に関する相談、また、情報提供、所有者と活用希望者のマッチングなどを行いまして、こちらについては、市町村の空き家対策を補完する役割を担う団体を指定するものでございます。

続きまして、管理不全空家等というところで、管理の確保と書かれた右側のところ特定空家、空家化の未然防止、この右に※印でございます管理不全空家等の定義を追加ということで、こちらにつきましては、このまま放置しますと今後、特定空家等になる可能性のある空家等に対しても適正な管理を促す措置として、管理不全空家等という区分が新たに設けられたものであります、特定空家等になる前の管理されていない、放置されたものに対しても、前段で管理不全空家等という定義が示されたというものです。

続きましてその下になります、特定空家の除却等の中の項目に緊急代執行制度の創設でございます。

こちらにつきましては、災害等の非常時におきまして勧告された特定空家等については、命令等の一部の手続きを経ずに、市町村長が代執行できるようになったという制度でございます。

こちらが今回の空家法改正の概要につきまして、法改正に伴った内容を計画に盛り込んでいるという状況でございます。

従いまして、そのような新たな法改正を踏まえまして、第3章の空家等に対する具体的な施策の中でもそのような法改正に伴った対応を用いて対策に取り組んでいくというようなところが盛り込まれているのですが、法改正を受けまして、一番最初に説明させていただいた空家等活用促進区域という区域を設ける部分になりますが、そちらについても前段となる法に基づくエリアを空家法以外の法で市街地の活性化をする部分等を土地利用の面で区域を決めた後に、この空き家の活用の促進区域を定めるという前段での土地利用計画を定めなければならないという括りもあるので、今すぐに空き家だけの促進区域をエリアに指定することがなかなか難しい部分であるというところもありますので、今後は先進事例等を参考としながら、鴨川市に用いられるのかどうかという調査研究も含めて取り組んでまいりたいと存じます。

概要については以上でございます。

○羽田委員

はい、ありがとうございました。

今回の計画の改正で文言的にはいろいろなものが入ってきたのですね。

前回の説明を受けたときに、できないものがある、または、できてもすぐには取り掛かれないなど、いろいろ感じていたところですが、淡々とそこに文言として入ってきたものですから、これは出来るのか、入れて何とかやれるのか、みたいなところが見えてこなくなってしまったので、このような質問をさせていただいたというようなことでございます。

情報の提供を受けられるようになるとか、情報を引っ張りやすくなつたという印象はありましたが、ほとんど法律改正してもすぐにどうこうなるようなものではないというのが印象だったものですから、それは単純に盛り込まれましたというような形だったものですから、できるのかなと期待をしてしまつたというようなことです。

1点お聞きしたいのが、空家等管理活用支援法人制度の創設について、私の方でイメージが湧きにくいのですが、民間の法人をつくるというような、指定するようなものなのかなと思っていましたが、これは実際に動かせるものなのでしょうか、それとも相当手間暇かけてやらないとできないようなものなのでしょうか。

その辺りが気になっているのでこの1点だけ最後に聞かせてください。

#### ○事務局・畠山

こちらの支援法人を調べたところ、市原市では株式会社アルバリンクというところでは、空き家バンクの対応困難な物件の机上査定とか、不動産関係に長けている会社であります。

あとは空き家に関する情報発信を目的としたセミナーを開催していたり、相談会の開催など行っている会社で、もう1件株式会社クラッソーネがあります。

やはりこちらも売却の査定額や解体費用等の簡便に把握できるセミナー等を行っていただいているという、そういった情報提供をしていただいているところと思われます。

NP0 空き家・空き地管理センターというところも、市原市の方にあるようなところです。

あとは株式会社都市空間総合研究所という会社は、地域活性化のモデル調査などを行っています。

そのような株式会社を認定しているという情報はいただいているので、そのような空き家に関する情報提供、セミナーのようなものを開催していただけるような団体や株式会社を指定されているという状況ですので、国の方はそのような団体を想定して法改正を行つたものと思われます。

以上です。

#### ○小原副会長

今のお話になりますが、管理支援法人というのは、もともとある民間業者、NP0 法人を指定するという形なのでしょうか。

それとも新しくつくるという形になっているのでしょうか。

#### ○事務局・畠山

市原市の場合だと、新たに会社をたてたというよりかは、その会社の業務として行っている会社を指定している部分と、今後専門家により構成された団体でそのような指定を受けることも想定されるところであります。

#### ○小原副会長

分かりました。ありがとうございます。

他に委員の皆様、質問等ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○小原副会長

これより、鴨川市空家等対策計画原案について、採決をさせていただきます。

本件で示された原案につきまして、賛成の委員の方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。

出席者全員賛成であります。

よって本件は、原案のとおり可決することといたします。

ご協力ありがとうございます。

次に、次第の（2）答申（案）について事務局の説明を求めます。

事務局から説明をお願いします。

（2）答申（案）について

○事務局・土岐

それでは事務局から、空家等対策計画の改定にかかります、鴨川市空家等対策審議会からの答申（案）についてご説明させていただきます。

お手元にお配りさせていただきました資料をご覧になっていただきたいと思います。

まず、鴨川市空家等対策計画の改定にあたりまして、10月31日に開催いたしました鴨川市空家等対策審議会におきまして、市長より諮問を受けたことによりまして、計画に対するご審議をいただいたところでございます。

お配りさせていただいております答申（案）には、令和7年10月31日付け、鴨都建第1675号で諮問のありましたこのことについては、と記載してございます。

なお、答申につきましては、「鴨川市空家等対策計画の改定について、原案のとおり異議ありません。なお、計画の実行にあたっては、次のように求めます」としております。

1点目として、空家等になった背景や空家等の抱える問題は、それぞれであり多岐にわたることから、専門家団体、地域団体等と連携・協力しながら効果的に取り組まれたい。

2点目として、空家等の所有者等自らの責任の中で、積極的な対策が講じられるよう適正かつ必要な情報の提供に努められたい。

3点目として、新たな空家等を発生させないよう、継続的な居住をはじめとする活用促進に向けた予防対策・発生抑制の取組に積極的に力を注がれたい。

4点目として、進行が著しい少子高齢化など社会的な背景を見据えながら、総合的な視点から空家等対策に取り組まれたい。

と、4点を付帯意見としまして付してございます。答申（案）の説明は以上となります。

○小原副会長

事務局の説明が終了いたしましたが、何か質疑等はございますでしょうか。

それではご意見等がないようですので、本審議会からの答申につきましては、原案のとおりとさせていただきますがよろしいでしょうか。

それでは、答申書をご用意いたしますので、それまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

○小原副会長

それでは、会議を再開させていただきます。

事務局お願いします。

○事務局・土岐

ただいま、答申書のご用意をさせていただきました。

ここで、副会長から市長へお渡しいただきますようお願いいたします。

市長、副会長、前の方へお願いいたします。

○小原副会長

令和7年10月31日付け、鴨都建第1675号で諮問がありましたことについて、本審議会で慎重に審議した結果、原案のとおり異議ありません。

なお、計画の実行にあたっては、4点の実行を求め、答申します。

鴨川市長 佐々木久之様、鴨川市空家等対策審議会 副会長 小原正博

(答申書の受渡)

○小原副会長

それでは、皆様のご賛同を得まして、只今、本空家等対策審議会からの答申書を市長にお渡しいたしました。

以上をもちまして、本日予定されておりました議事につきましては、全て終了いたしました。

円滑な議事運営にご協力いただきましてありがとうございます。

議長の職を解かせていただき、以降の進行を事務局にお返しいたします。

ありがとうございました。

## 5 その他

○事務局・栗原

小原副会長、議事進行ありがとうございました。続きまして、次第の5、その他といたしまして、何かございますでしょうか。

○事務局・土岐

それでは事務局の方からご連絡がございます。

今後のスケジュールについてでございますが、年を明けて令和8年1月19日から2月17日までにパブリックコメントを実施いたしまして、3月下旬に計画の改定・公表を予定しておりますことをご連絡させていただきます。以上です。

## 6 閉会

○事務局・栗原

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回鴨川市空家等対策審議会を閉会とさせていただきま  
す。本日は、誠にありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議の内容について確  
認します。

令和8年1月21日

羽田 幸弘